



平成29年9月15日

利府町議会議長 櫻井正人 殿

産業建設常任委員長 後藤



委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

産業建設常任委員会調査報告書

1 調査事件

中小企業・小規模企業の振興について

2 調査目的

企業の大部分を占める中小企業や小規模企業は、地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年、町内の中小企業・小規模企業は、経営者の高齢化、後継者不足、長引く景気の低迷に加え、経済社会生活圏の広域化などの急速な進行により、その経営環境は厳しさを増している。

そこで、本常任委員会においては、長い間、利府町の経済を支え続け、今後とも、地域活性化に欠かすことのできない「中小企業・小規模企業の振興」について調査することとした。

3 調査経過

平成28年12月	6日	調査項目の協議（会期中）
平成29年	1月31日	産業振興課への聞き取り調査（町の現状等）
	2月22日	利府松島商工会への聞き取り調査（町の現状等）
	3月7日	先進地視察研修について（会期中）
	3月22日	町内事業者の現状協議
	6月13日	視察研修先に関する事前調査（会期中）
	6月28日	視察研修：新潟県聖籠町
	6月29日	視察研修：群馬県みなかみ町
	7月5日	利府松島商工会役員との意見交換会
	7月21日	視察研修及び意見交換会の検証・提言内容の協議
	8月17日	委員会調査報告書の協議
	9月8日	委員会調査報告書の協議（会期中）

4 調査結果

(1) 町内の中小企業等の現状

全国的に中小企業・小規模企業は、デフレ、円高、グローバル競争等が継続する中で、厳しい経済環境に直面しており、企業数は激減している状況である。

利府町内の事業所数は、総務省統計局「経済センサス基礎調査」によると、平成21年は、1,017事業所で従業員数11,360名。平成24年は、963事業所で従業員数10,725名。平成26年の調査では、1,030事業の従業員数11,647名と平成

21年に比べ、事業所数は減少しているものの、従業者数については若干ではあるが増加している状況である。

○民営事業所数及び従業者数の推移（利府町内）

	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年
事業所数	1,017 事業所	963 事業所	1,030 事業所
従業者数	11,360 名	10,725 名	11,647 名

（経済センサス基礎調査）

（2）中小企業等に対する町の支援体制

①利府町中小企業振興資金融資制度

（金利年 2.2% 限度額 2,000 万円以内 返済期間 7 年～10 年）

中小企業者の金融の円滑化を図り、経営の合理化と健全な発展に資することを目的とし、町内に独立した事業所、または店舗がある中小企業者及び小規模企業の方々の経営基盤の強化や活性化を図るための制度。

- ・平成 27 年度実績 融資件数 23 件 融資額 214,590,000 円
- ・平成 27 年度末累計 融資件数 79 件 融資残高累計 470,831,550 円

②利府町中小企業振興資金融資制度（振興資金保証料）

利府町中小企業融資資金に対する信用保証料の補填により利用者の負担軽減を図る。

- ・平成 27 年度実績・・・29 件 6,358,421 円

③セーフティネット保証

業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度。

- ・対象者：指定業種に属し、売上高の減少等について市町村の認定を受けた中小企業者
- ・認定件数：平成 27 年度実績・・・5 件

(3) 県内の「中小企業・小規模企業振興に関する条例」

宮城県では、国の小規模企業振興基本法を受けて、中小企業・小規模企業の振興を通じて本県経済の発展と雇用の場の創出を図り、県民生活の向上を図ることを目的として平成 27 年 7 月に制定している。更に、国が提唱している地方創生及び一億総活躍社会の実現を図るためには、各市町村の地域経済を支えている中小企業・小規模企業対策の一層の推進を図ることが重要である。

現在、県内では仙台市や大崎市を含め 6 市 1 町で条例を制定しており、その他の自治体においても平成 29 年度内に多くの自治体が制定予定としている。

○宮城県中小企業・小規模企業の振興に関する条例【基本理念】

- ・ 中小企業・小規模企業の自主的な取組等の推進
- ・ 中小企業・小規模企業の地域社会における重要性への言及
- ・ 多様な人材、豊かな自然、高い技術力等の地域資源の持続的かつ積極的な活用
- ・ 産学官金の連携（中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することをいう。）
- ・ 小規模企業者への配慮
- ・ 東日本大震災など災害発生時における中小企業・小規模企業の復旧・復興への一丸となった取組み

(4) 利府松島商工会との意見交換会等

【聞き取り調査】

実施日 平成 29 年 2 月 22 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
出席者 産業建設常任委員 6 人・議会事務局 1 人
商工会職員 3 人
場 所 利府松島商工会 利府事務所 2 階会議室
内 容 中小企業・小規模企業の振興について

【商工会役員との意見交換会】

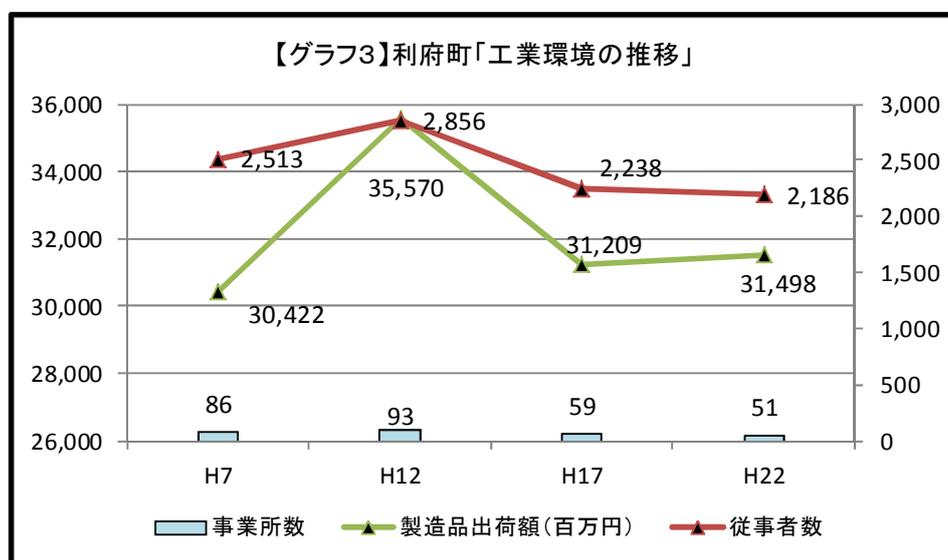
実施日 平成 29 年 7 月 5 日（水） 午後 3 時から 4 時 30 分まで
出席者 産業建設常任委員 6 人・議会事務局 1 人
商工会役員 7 人
商工会職員 3 人
場 所 利府松島商工会 利府事務所 2 階会議室
内 容 中小企業・小規模企業の振興について

①町内の中小企業等の現状

仙台都市圏の中では新興のベッドタウンであり、平成2年以降急速に人口が増加している。またイオンモール利府を中心とした商業集積によって、仙塩地区商業の核の1つとなっている。

また、仙台北部道路しらかし台インターチェンジに密接した「しらかし台工業団地」は、製造、開発、雇用で利府町の基幹産業の拠点として、重要度を増している。さらに松島方面へ抜ける利府街道や高速道路などが通る交通要衝の面も持つ。

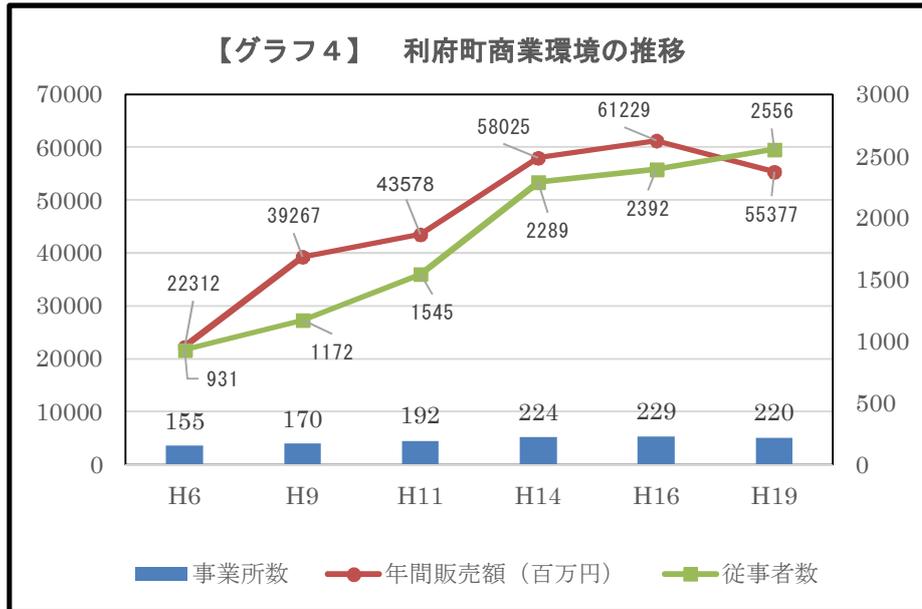
工業については、事業所数は平成12年にかけて増加した後減少に転じており、従業者数もこれと同様の傾向にある。製造品出荷額は、平成12年にかけて増加した後、平成22年にかけて減少し、その後横ばいの状況にあったが、東日本大震災後減少している。【グラフ3】



商業については、社会経済情勢の変化、雇用形態や商圈の流動化によって増減がみられるものの、事業所数は平成16年までに増加した後、減少しているが従業者数は増加している。【グラフ4】

年間商品販売額も平成16年にかけて増加した後減少している。売場面積は増加を続けており、特に平成11～14年にかけてイオンモール利府(32,128㎡)のオープンにより大きく増加。その後平成19年までに関連企業の出店ラッシュにより(12,232㎡)増加している。

また、JR利府線新利府駅近くの32.70haの土地に新たな商業用地が整備され、平成32年春に大型ショッピングセンターの開業が予定されており、大型店同士の競争激化により、益々地域中小・小規模企業にとって厳しい状況が待ち受けている。



②町内の中小企業等の課題

○商業

- ・相次ぐ大型店の出店。
- ・既存商店の中小企業・小規模企業は、経営者の高齢化、後継者不足により年々廃業が増加。
- ・既存商店の廃業に歯止めがかからないこと。
- ・地域の中規模スーパーマーケット2店舗が廃業し、当該商圈の青山、しらかし台、青葉台、花園、中央地区の団地においては買い物弱者の増加を懸念。

○工業

- ・インターチェンジ周辺地区をはじめ、町内における工業・流通業務適地の拡大を図っているが、全体的に土地の面積が少ない。
- ・「企業立地サポートネット」や「空き工場等の情報」の提供に基づく企業誘致促進を図っているが、現在、紹介できる物件が少ない。

以上のような調査結果から、本町は、微増ながら人口が増加しており、大型店舗や大手チェーン店などが数多く開店していて景気が上向きに見える。しかし、その陰で大型店舗に売上を取られて町内の商店の廃業が目立つ。また、町内の中心部に店舗が集中していることから、将来、自家用車が無いと買い物にも苦勞する「買い物難民」の増加が考えられる。

町内の景気や雇用を支えているのは、町内の中小企業だということを、もう一度考えて行かなければならない。本町の中小企業、小規模企業は、多くの雇用の機会を創

出し、町の経済をけん引する重要な役割を果たしている。しかし、需要の減少、人件費増、原材料費高騰により、経営は厳しい状況が続いている。このような状況の中で、町の中小企業、小規模企業が持続的に発展していくためには、事業経営に必要な資金の調達などへの支援が不可欠である。町独自の中小企業向けの融資制度、資金調達の枠組み作りを検討し、経営基盤強化のための情報提供や相談体制を充実させるべきである。

以上のようなことから、本委員会では以下3点について、提言とした。

- (1) 「中小企業・小規模企業振興に関する条例」の制定に向けての検討
- (2) 町内企業への支援
- (3) 町と商工会の連携強化について

5 「課題」及び「意見」（提言）

（1）「中小企業・小規模企業振興に関する条例」の制定に向けての検討

「課題」

- ①既存の中小企業基本法に加え、平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、第3条の基本原則には、小規模企業の振興は、その事業の持続的な発展が図られなければならないと規定されている。こうした中で、国、県及び県商工会連合会から各市町村においても振興基本条例を制定するよう働き掛けが行われている。その中で、県内の自治体で平成28年度、29年度に制定に向けた調査があり、「既に制定した自治体」「制定作業中」「検討中」という自治体がある中、本町においては、「動きがない」状況となっている。
- ②本町としての、中小企業・小規模企業の振興について、総合計画等の中で位置付けはあるものの、条例に基づいた「基本理念」や「町の責務」等は無く、町の方針が不明確である。
- ③柱となる計画が無いことから、「中小企業・小規模企業の振興」に関する町の施策の方向性が確立されていない。

「意見（提言）」

県内でも平成28年、平成29年に振興基本条例を制定している自治体があることから、先進地視察を実施し、条例の有効性・課題等を調査すべきである。条例を制定することにより、以下の効果があると思われる。

- ①条例の条文の中では、「基本理念」や「町の責務」を示すことになっていることから、町の方針及び施策の方向性が明確になる。
- ②商工会、金融機関の役割も規定されており、町だけでなく、地域が一体となって地元企業の発展・振興に対する協力体制が確立できる。
- ③「基本計画の策定」が義務付けられ、3年毎に見直しが行われることから、事業の進行管理、有効性の評価が可能となる。

以上のようなことを踏まえ、町当局の中で調査・研究を重ね、条例制定に向けて前向きに検討されたい。

(2) 町内企業への支援

①創業支援体制の強化

「課題」

本町では、産業競争力強化法に基づき地域における創業の促進を目的として市区町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」の認定を受けていない。これは、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施するものである。

同計画の認定を受けていないことから、町内新規創業者への各種支援策や新たな支援制度が活用できず、地域全体で創業者を応援する体制が確立されていない。現在は「まち・ひと・しごと創造ステーション tsumiki」で起業・創業支援セミナーを実施しているのみとなっている。

「意見（提言）」

町内新規創業者への各種支援策や新たな支援制度が活用できるよう、創業支援事業者（商工会やNPO法人、金融機関）と連携し、「創業支援事業計画」を策定し、国の認定を受けられるよう取り組むべきである。

②周知広報及び手続きの簡素化

「課題」

中小企業の支援を図るために町が実施している「中小企業振興資金融資制度」のほか宮城県や商工会による補助金など様々な支援事業、支援制度を展開しているが、町内小規模事業者には十分に認識されていない現状がある。

また、こうした制度の利用や入札・契約に関する手続きに際し、提出書類の作成負担や、提出書類の重複、町が保有している情報の提出を求められることなどは、小規模企業にとっては大きな負担となっている。

「意見（提言）」

各種制度の周知広報に関しては、広報紙とホームページ以外にも別の形で発信することに取り組むべきである。

また、その際は、中小企業支援に関し、復興支援やまちづくり、地方創生など他の様々な分野からの支援策、支援事業も一元化したものを示せるよう取り組むべきである。

制度利用や手続きに関する事業者の負担については、「第5次利府町行政改革大綱」及び「アクションプラン」にも掲げられている「各種行政手続のオンライン化」や「申請書類等の簡素化や申請方法の改善」の早期実現を図り、事業者負担の軽減に取り組むべきである。

(3) 町と商工会の連携強化について

「課題」

昭和50年代、60年代の商工会は、利府町の商業、工業の中心的な役割を持ち、異業種の団体ではあるが、多くの会員の期待に答えてきた。

しかし、近年大型店舗の進出により小売業が少しずつ衰退し、それに合わせるように地元企業全体の活気が弱りつつある中で、商工業の衰退を契機に町と商工会の連携が希薄になってきている。

「提言（意見）」

町としての地元商工業の活性化のため、大きな下支えが必要である。まず、町事業での地元企業を活用し、地元企業しか出来ない仕事を随意契約中心に行うことにより、活性化につながるものと考えられる。このことが、雇用促進、納税、そして、町と商工会との連携強化に必ず良い結果をもたらすものと思われる。

また、商工会も常に情報を共有化するためにも事務レベルでの交流を強化し、互いの情報を積極的に提供することが前進につながるものとする。

例えば国、県の融資制度の情報交換や会員の経営指導等の状況把握が町当局としても、今後の政策に生かすため必要と思われる。

やはり、定期的に情報交換会を持ち、必要があれば商工会役員と町管理職の意見交換会も必要である。

今回、「中小企業・小規模企業の振興について」をテーマに調査したことにより、本町が抱える多くの課題が見えてきた。今後も、委員会として引き続き調査研究に取り組んでいきたい。

視察先 新潟県聖籠町

1 視察年月日 平成29年6月28日

2 調査目的

企業の大部分を占める中小企業や小規模企業は、地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている。

しかし、町内の中小企業、小規模企業は、少子高齢化、長引く景気の低迷に加え、経済社会生活圏の広域化、経済活動の国際化などの急速な進行により、その経営環境は厳しさを増している。このような中で、中小企業、小規模企業の発展を促進していくためには、中小企業や小規模企業自身が、計画的かつ主体的に経営の向上に努めることはもとより、地域社会全体が、中小企業と小規模企業が地域の発展のために不可欠であることを理解し、支援することが必要である。

こういった状況に鑑み、中小企業、小規模企業振興を重要施策として位置づけ、中小企業や小規模企業の振興を総合的に推進するため、「小規模企業振興基本条例」を制定した先進地を調査することにした。

3 視察地の概況（平成29年7月1日現在）

- (1) 人口 14,280人
- (2) 世帯数 4,525世帯
- (3) 面積 37,58km²
- (4) 財政規模 66億9000万円（平成29年度一般会計当初予算）
- (5) 位置と地勢

聖籠町は、新潟県の海岸地帯の北部に位置している。また、飯豊連峰に源を發する加治川の下流にあり、穀倉地帯でもある。町の総面積は37.58km²で、ほぼ平坦な地域である。東と南は新発田市、西は新潟市に接している。

4 聖籠町小規模企業振興基本条例

(1) 条例制定に至るまでの経緯

平成26年6月27日に、国が地方公共団体における小規模企業振興に関する施策を策定、実施する責務を明記した、「小規模企業振興基本法」を公布、施行したことに起因している。これに伴い、平成26年12月8日に新潟県商工会連合会会長から新潟県町村会会長に「小規模企業振興に関する条例制定の要望書」が提出された。

新潟県町村会からは、各町村へ要望書の提出があった旨報告があった。

聖籠町では、小規模企業の振興が町づくりの重要な基盤であることから、基本

条例の早期制定を必要と判断し、平成27年第1回聖籠町議会定例会に議案を提出し、原案どおり可決され、同年3月13日に「聖籠町小規模企業振興基本条例」が制定された。

【聖籠町における小規模企業振興に関する基本条例制定に至るまでの経緯】

- 平成26年6月：国が、地方公共団体の小規模企業振興に関する施策を策定、実施する責務を明記した「小規模企業振興基本法」を公布・施行する。
↓
- 同 年 12月：新潟県商工会連合会会長から新潟県町村会会長に「小規模企業振興に関する条例制定の要望書」が提出される。
↓
- 同 年 12月：聖籠町における小規模企業の振興は図るため、町長より基本条例制定の指示があり、制定にむけた準備・調整が進められる。
↓
- 平成27年3月：平成27年第1回聖籠町議会定例会に「聖籠町小規模企業振興基本条例」議案を提出し、原案どおり可決される。
↓
- 同 年 3月：「聖籠町小規模企業振興基本条例」制定される。

5 条例制定による成果

基本条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念、その他の基本となる事項を定めると共に、町の責務等を明らかにしたものであり、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定める旨がうたわれている。

この基本計画を策定するにあたり、平成27年9月に「聖籠町小規模企業振興基本計画策定会議設置要綱」が制定され、これに基づき、同年12月に第1回策定会議が開催された。平成28年12月の最終会議まで計6回の策定会議が開催され、調査検討により基本計画案がまとめられ、町長へ提出された後、平成29年3月に「聖籠町小規模企業振興基本計画」が策定された。

現在、この基本計画をより実効性のあるものにするため、実施計画を関係機関と連携を図りながら策定中である。

なお、基本計画案の策定にあたり、町内小規模企業者の実態把握を目的としたアンケートの集計結果から、町に望む施策の上位項目であった資金繰り支援については、関係金融機関と調整を図り、平成29年度から借入利率の引下げ及び利子補給の拡充を図っている。

【聖籠町における小規模企業振興基本条例制定から基本計画策定に至るまでの経緯】

- 平成27年9月：「聖籠町小規模企業振興基本計画策定会議設置要綱」
↓
- 同年12月：第1回 聖籠町小規模企業振興基本計画策定会開催
(内容－委員委託、基本計画策定、スケジュール、町の現状)
↓
- 平成28年3月：第2回 聖籠町小規模企業振興基本計画策定会開催
(内容－課題の抽出 (アンケート項目の抽出))
↓
- 同年7月：第3回 聖籠町小規模企業振興基本計画策定会開催
(内容－アンケート結果の報告、課題の整理)
↓
- 同年8月：第4回 聖籠町小規模企業振興基本計画策定会開催
(内容－課題の整理)
↓
- 同年9月：第5回 聖籠町小規模企業振興基本計画策定会開催
(内容－基本計画案)
↓
- 同年12月：第6回 聖籠町小規模企業振興基本計画策定会開催
(内容－パブリックコメント、基本計画案)
↓
- 同年12月：町長に小規模企業振興基本計画案を提出
↓
- 平成29年3月：「聖籠町小規模企業振興基本計画」策定

6 町内企業の反応

現在、実施計画の策定に向けて、商工会と連携して検討を行っている。そのため具体的な取組は行われてはいない。現時点で町内の小規模企業に目立った反応もない。

7 町（行政）と商工会の連携及び役割分担

実施計画の策定に向けて、商工会と連携して検討を行っている。町と商工会で計画している施策に類似している事業案も多いことから精査している段階である。具体的な連携や明確な役割分担に定められていない。基本的には、類似事業については、商工会において実施し、町に係る経費の一部補助や広報活動を担う方向で考えている。

8 条例制定による町担当課の業務負担

基本条例にうたわれている基本計画の策定業務や基本計画に基づく実施計画の策定業務及び実施計画における事業施策の立案、実行、検証、改善策等に関する業務量が増加するものと考えられている。

9 考 察

聖籠町では、小規模企業の振興に関し、基本理念とその他の基本となる事項を定め、聖籠町の責務などを明らかにして、小規模企業の振興に関する施策を計画的に推進し、小規模企業の成長発展と地域経済の活性化、町民生活の向上に寄与する目的で制定された。

中小企業は日本経済の根幹であり、中小企業憲章では、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献する存在である。また、中小企業は、日本の421万企業のうち99.7%を占め、働く人の3人に2人が働いている雇用の担い手である。地域に根をおろし、物づくりやサービスでの需要にこたえ雇用を生み出している中小企業の役割はますます大きくなっている。農林水産業の振興と結んだ自然エネルギーの利活用など、日本経済・産業の新しい方向を切り開くことが切実な課題となっており、地域に根ざした中小企業の役割がますます重要となってきた。この中小企業が元気になってこそ、日本経済再生の道がひらかれる。大企業がよくなれば中小企業もよくなる、という大企業中心の経済政策だけではなく、中小企業を日本経済の根幹に位置づけ、それにふさわしい振興、支援策をすすめる必要がある。

中小企業が振興するとは単にその経営者が豊かになるということではなく、巡り巡って地域全体が豊かになるということだと感じる。行政と商工会、そして議会が一体となって中小企業を支援していく体制づくり、実効性のある施策、予算など、条例制定も含めて、利府町に相応しい中小企業・小規模企業振興策を検討していきたい。

視察先 群馬県みなかみ町

1 視察年月日 平成29年6月29日

2 調査目的

利府松島商工会から中小企業振興基本条例の制定を求める要望がなされており、その条例の有効性及び中小企業活性化のための各種施策について調査研究するため。

3 視察地の概況（平成29年5月1日現在）

- (1) 人口 19,644人
- (2) 世帯数 8,154世帯
- (3) 面積 781.08km²
- (4) 財政規模 141億4,000万円（平成29年度一般会計当初予算）
- (5) 位置と地勢

みなかみ町は関東北部の群馬県最北に位置し、谷川岳・三国山の麓、利根川の源流域であり「関東の水瓶」と称される自然と温泉が豊かで風光明媚な町である。

平成17年に、月夜野町、水上町、新治村の2市1町が合併して現在のみなかみ町が誕生した。

4 取り組み状況

「みなかみ町中小企業・小規模企業振興基本条例」

(1) 条例制定に至る経緯

群馬県で小規模事業者の振興を行える条例の制定を検討していたなか、みなかみ町も他行政に先駆け制定してほしいとの依頼を議会が商工会から受け、産業観光常任委員会に当時の地域活性化特別委員会を加えた委員会での検討が行われた。

みなかみ町議会では、その2年前から振興条例の勉強会を議員有志で行っており、その原案をたたき台として会議を行うこととした。

当初、小規模企業振興条例の検討をしたが、法令上、小規模企業に町の基幹産業である観光宿泊業や農家、医療機関が含まれないため、中小企業を含めた形で条例の制定を進めることになり、現在の形となった。

(2) 条例の趣旨

急激な社会経済状況の変化の中で、みなかみ町の経済と社会が活力を維持・発展させるためには、地域を支える中小企業者及び小規模企業者の健全な発展

を促進することが必要不可欠であり、それが全ての町民の暮らしを守っていくためにも大変重要な目標となる。そして、中小企業者及び小規模企業者が主体的な努力を基本としつつ、時代の変化に対応し社会の新しい需要に応えながら発展していくためには、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、町民が連携し、町を挙げてこれを支えることが重要となる。

(3) 条例の目的

多種多様な分野で果敢な挑戦や事業の持続化に取り組む中小企業者及び小規模企業者の幅広い振興を図り、豊かな自然環境に囲まれた明るく活力あふれる、ふるさと「みなかみ町」を築いていくことを目指し、制定した。

(4) 条例の概要

目的、定義、基本理念、町の責務、中小企業者・小規模企業者の努力、中小企業・小規模企業関係団体の役割、金融機関の協力、基本計画の策定、町が行う基本的施策、財政上の措置を定めた、全11条からなる条例。

(5) 条例制定による成果

町の中小企業支援に関する方針、方向性が事業者にも見えるようになったこと。また、支援策など各種事業展開の根拠が明確になったことである。

(6) 今後の課題及び方向性

現在は、平成28年度中に1度策定した基本計画を議員の指摘で差し戻し、再度策定中の段階である。

基本計画策定後、実施計画の策定、その後に各種事業や施策の展開を図る流れの途上にある。

5 考 察

みなかみ町では、議員発議で条例制定を行った。

議員間でも温度差があり、商工会活動が活発であることから必要性に疑問を持つ声もあったが、議論を重ね、昨年全会一致で制定に至ったものである。

また、地域特性を踏まえ、商工会の要望通りの小規模事業者だけではなく、観光宿泊業や農家、医療機関などを欠くことなく、すべての町民の活用ができるよう「中小企業・小規模企業振興基本条例」としたことに議員の勉強や議論の跡がうかがえる取り組みである。

なお、条例制定後の基本計画、実施計画の策定、その後の各種施策や事業の実施はまだまだこれからの段階となっている。

本町においても同様の条例制定を求める要望が利府松島商工会から寄せられているが、条例ありきではなく、まずは町内小規模事業者の声や動向を知ることが重要である。そのためにも、利府松島商工会との連携強化や町内事業者へ

のアンケート調査などを検討すべきと考える。

また、振興条例の制定については、厳しい財政事情や限られた職員の業務量などを鑑み、みなかみ町同様、十分な議論、検討を重ねることが望ましいと考える。